

## 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 2 年 9 月 10 日  
福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

### 2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (1) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICE の魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は、別紙 1～11 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 24 条第 5 号のイ～ハ、別紙 12～18 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 24 条第 2 号、第 3 号及び第 5 号のイ～ハの施設等とし、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑱及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

①～⑮ 略

⑯ ツグタウン tugu.town 黒崎実行委員会

・黒崎 10 号線、熊手 5 号線 (カムズ通り：別紙 17)

⑰～⑱ 略

※既に認定を受けている、⑯ ツグタウン tugu.town 黒崎実行委員会の黒崎 10 号線、熊手 5 号線 (カムズ通り) の適用区域拡大であるため、区域計画本文の変更は無く、別紙 17 のみ変更。

(2) ～ (15) 略

#### (16) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

内容：特定加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

福岡市が認定した以下に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。【令和 2 年 9 月より実施予定】

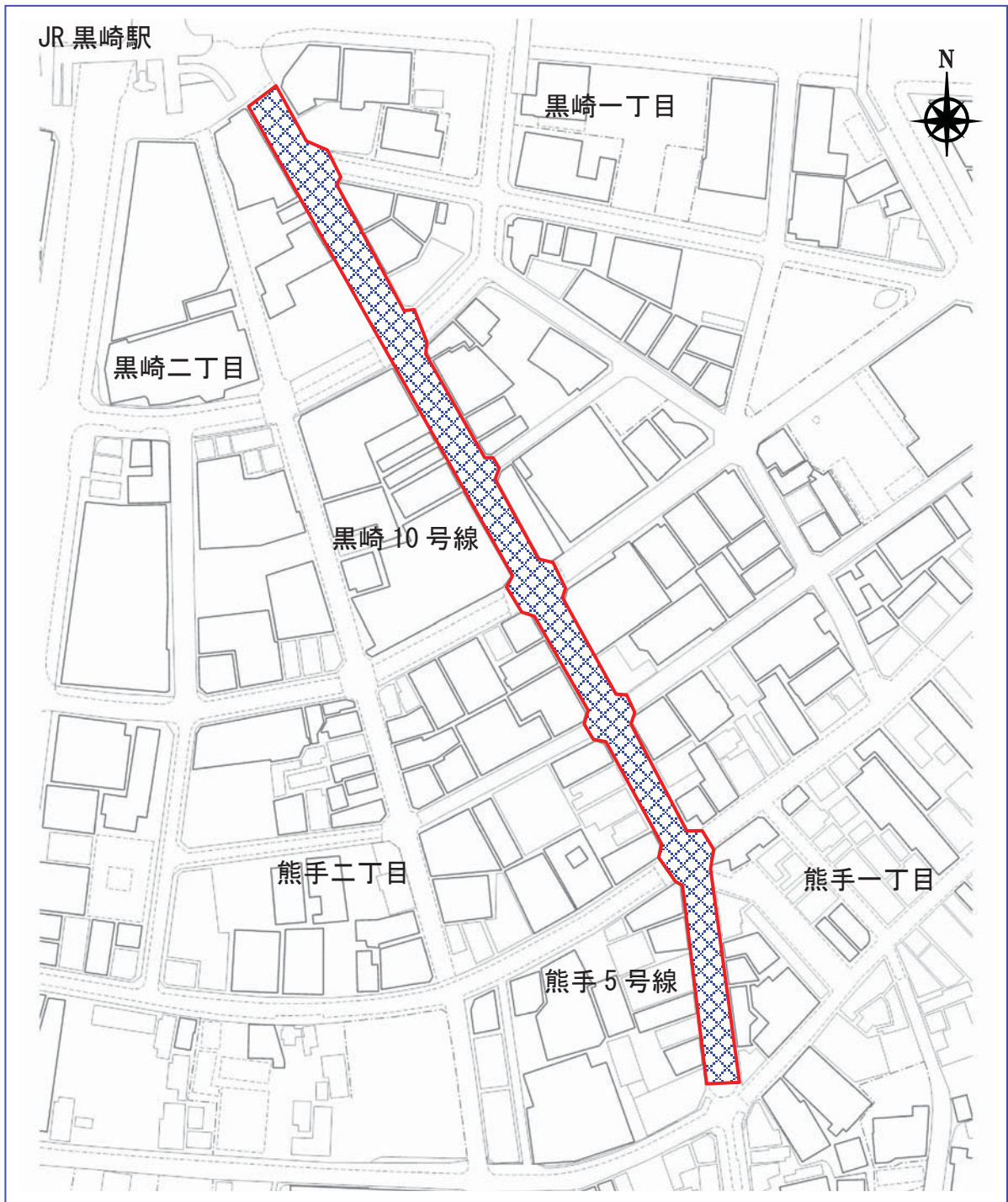
(対象)

福岡市企業立地促進条例の規定による支援措置を受けている企業のうち、以下に掲げるいずれかの対象分野等に該当する企業

- ① 知識創造型産業
- ② 健康・医療・福祉関連産業
- ③ 環境・エネルギー関連産業
- ④ グローバルビジネス
- ⑤ 物流関連業
- ⑥ 都市型工業
- ⑦ 本社機能

# 別紙 17 国家戦略道路占用事業の適用区域

## 黒崎 10 号線・熊手 5 号線（カムズ通り）



### 【事業の実施時期】

イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

まちの賑わい創出による国内外の人の交流・インバウンド増加のための道路活用賑わい創出事業区域



道路部分



### 位置図

